

令和 9 年度川西市固定資産税（土地）の評価替え に係る標準宅地鑑定評価員募集要領

令和 9 年度の固定資産税（土地）の評価替えに活用する川西市標準宅地の不動産鑑定評価を行う固定資産鑑定評価員を若干数（予定数 5 名）募集いたします。募集に関する要領は下記のとおりとしますので、ご確認のうえご応募ください。

1. 主たる業務の内容

令和 9 年度の固定資産税（土地）評価替えに活用する川西市内の標準宅地における鑑定評価業務

2. 応募要件

- （１）不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号、以下「法」という。）第 15 条に規定する不動産鑑定士であり、法第 24 条に規定する不動産鑑定業の登録を兵庫県又は国土交通省に行っている者で、兵庫県内に事務所を有している者若しくはその従業者である者。
- （２）価格調査基準日（令和 8 年 1 月 1 日）時点において、70 歳未満であること。
- （３）本件の応募日までの 3 年間に於いて継続的に不動産鑑定業務に従事し、かつ、法第 40 条または法第 41 条に規定する処分を受けたことのない者であること。
- （４）本業務の遂行にあたって必要な健康を有し、これに専念できること。
- （５）川西市内の土地の価格形成要因のほか、鑑定評価に必要な事情に精通していること。
- （６）訴訟等において、川西市と利害関係がないこと。
- （７）次の条件を受諾できること。
 - ①評価の均衡等に係る調整の会議に参加し、これに十分協力すること。
 - ②本業務の成果品である鑑定評価書を、必要に応じて納税者等へ開示されること。
また、その内容を当該納税義務者等に対し説明すること。
 - ③審査の申出や訴訟が提起された場合において、当該審理の場へ出席し、鑑定評価書の内容について、審理機関等に対して説明すること。
 - ④本業務に係る報酬支払方法等について、本業務委託契約時に定める実施要領等に異議なく従うこと。
 - ⑤別途、令和 9 年度から令和 11 年度において実施する時点修正措置に係る業務の指名をされた場合は、これを受けること。

3. 応募の手続き

- (1) 提出書類：鑑定評価員申込書（別紙様式）
- (2) 提出期限：令和7年10月27日(月) 執務時間内 必着
- (3) 提出方法：持参または郵送もしくはメール
- (4) 提出場所：川西市総務部資産税課
(川西市中央町12番1号 川西市役所2階4番窓口)

4. 選任について

応募者が募集人数を上回った場合は、応募者の中から川西市の定める選考基準に基づいて選考を行い、その結果により鑑定評価員を選任します。選考の結果は、11月初旬にすべての応募者に対して文書で通知いたします。

【提出先・問い合わせ先】

〒666-8501

川西市中央町12番1号

川西市総務部資産税課

TEL 072-740-1133（直通）

Address kawa0013@city.kawanishi.lg.jp